第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 令和六年度分の 個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除について、 同年度分の公的年金等

に係 る所得に係る個人の市 町村民税の特別徴収に関する特例を適用しない場合を定めること。 (附 則

第四条の十関係)

2 特 定中 小会社が 発行した株式に係る 譲渡損 、失の繰越控除等について、 特定株式の譲渡等の範囲を明

確化すること。(附則第十八条の六関係)

一事業税

1 事 業税 の課税標準の算定上、 社会保険診療の所得計算の特例措置が講じられる中国 残留邦人等の円

滑な帰 国 0 促進 並 びに永住 帰国 し た中 国 残留邦人等及び特定配偶者 の自立 の支援に関する法律 :に基づ

く介護支援給付 \mathcal{O} ため O介 護 \mathcal{O} 範囲、 「から、 、 旧生活保護法 \mathcal{O} 規定に基づく一 定の介護を除外すること。

(第二十一条の八関係)

電気供給業を行う法人の各事業年度の収入金額から控除する収入金額 の範囲に、 次に掲げる収入金

額を追加すること。(附則第六条の二関係)

電気供 給業を行う法 人が 収入金額に対する事業税を課される発電事業等を行う法人に対して託

供 給に係る料金に相当する額を支払う場合における、 当該料金に相当する額として支払うべき金

に相当する収入金額

 $(\underline{})$ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して託送

供 給 に係 る料金に相当する額を支払い、 か つ、 当該 者 が 般送配 電事業者等に対 して当該料 $\widehat{\mathcal{L}}$

れ に相当する額を含む。)を支払う場合における、 当該電気供給業を行う法人が当該料金に 相

る額として支払うべき金額に相当する収入金額

 (\equiv) 電気供給業を行う法 人が発電事業等を行う場合における、 当該電気供給業を行う法人が託送供給

に 係る料金 (これに相当する額を含む。) として一般送配電事業者等に対して支払うべき金額に相

当する収入金額

(四) 電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合における、 当該電気供給業を行う法人が託送

供給に係る料金として一般送配電事業者に対して支払うべき金額に相当する収入金額

3 電 気供 給業を行う法人の 各事 業年度 \mathcal{O} 収 入金額 か ら控除 ける収 入金 額 \bigcirc 範 囲 に 当 該 電 気供 公給業を

機関に対して支払うべき一定の金額に相当する収入金額を追加すること。 (附則第六条の二関係

三 地方消費税

行う法人が

電気事業法第二十八

条の

四十

· 第

一項第

五号に掲げ

いる業務に

に係る対価として広域

的

運営

推

進

地方消費税の清算に使用する統計について、 所要の規定の整備を行うこと。 (第三十五条の二十関係)

四 不動産取得税

1 社 会福 祉 法人等が児童福祉法に規定する児童福祉施設 の用に供する不動産に係る非課税措置 に つい

て、 その対象資産 の範囲に里親支援センターの用に供する不動産を追加すること。 (第三十六条の八

関係

2 社 会福 祉 法 人等が社会福 祉 法に規定する社会福祉事業 \mathcal{O} 用 に供する不 動 産に係る非課税措 置 に つ **\

て、 その 対 象資 産 \mathcal{O} 範 囲 に · 親子 再統合支援事 業、 社会的 養護自立支援拠点 事 業、 意見. 表 明 等支 援 事 業

妊 産婦等生活援助事業、 子育て世帯訪問支援事業、 児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事

業の用に供する不動産を追加すること。(第三十六条の十関係)

3 鉄 道事 業 者が 取得する地 域公共交通 の活 性化及び再生 に 関する法律に規 定する鉄道 事 業再構築事業

事 業者及び不動 産 の細目を定めること。 (附則第六条の十六関係)

を実

施する路線に

保る鉄道

道

事

·業 の

用に供

す

んる不動

動産に係る

る

非

課

税措

置に

つい

て、

その

対象とな

る

4 高 齢者 の居住の安定確保に関する法律に規定するサー ピ ス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸

家住宅に係る課税標準 の特 例措置について、 建築基準法の改正に伴 V) 所要 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定の整備を行うこと。

(附則第七条関係)

5 都 市 再 生 特別 措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土 地権

利設 以 定 等 促 : 進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準 の特例措置について、 その対象と

なる低未利 用 土地 \mathcal{O} 細 目規定を廃止すること。 (附則第七条関) 係

五 軽油引取税

課税 免除 \mathcal{O} 特例 措置に係 る軽 油 \mathcal{O} 引取りを行おうとする者であることを証する書 面 \mathcal{O} 有 効 期 間 は、 道

府県知事が定める期間を経過する日が令和九年三月三十一日以後に到来する場合には、 同日までとする

六 固定資産税及び都市計画税

1 社 <u>|</u>会福: 祉 法 人等 が 児 童 福 祉 法に 規定する児童 福 祉 施 設 \mathcal{O} 用 に .供する固 [定資産 に係る固 [定資産 税 及び

都 市 計 画 税 \mathcal{O} 非 課税措置 について、 その対象資産の範囲に里親支援センタ (T) 用に供する固 [定資産 を

追加すること。(第四十九条の十二関係)

2 社会福 祉 法 人等が社会福 祉 法に規定する社会福 祉事業 の用 に 供する固 定資産に係る固 定資産 税 及び

都 市 計 画 税 \mathcal{O} 非 ·課税措 問 置 に 0 1 て、 そ \mathcal{O} 対 象資 産 \mathcal{O} 範 囲 に 親 子 ,再統 合支援 事 業、 社会的 養 護 自 立 支援

拠 点 、事業、 意見 表明等支援 事 業 妊産! 婦 等 生活援助事業、 子育て世 帯 訪 間 支援 事 業 児 童 育成支援拠

点事 業及び親子関係形成支援事業の用に供する固定資産を追加すること。 (第 四 十九 条 \mathcal{O} 十五 関 係

3 流 通業務 の総合化及び 効率化 \mathcal{O} 促進 に 関する法律に規定する総合効率化 事業者が、 総 合効率 化 計画

に基 でき実 施 ず んる流! 通業 務 総合効 率 化 事 業に より 取 得し た一定の家屋 及び 償却 資 産 に 係 る 固 定資 産 税

及び 都 市 計 画 税 \mathcal{O} 課 税 標準 \mathcal{O} 特 例 措 置 に 0 1 て、 次 のとお 'n 見直すこと。 附 則 第 十 条関

 $\left(\longrightarrow \right)$ 適用: 対 象となる一般倉庫及び冷蔵 倉 庫 の設備等に関する必須要件に、 到着時 刻表示装置が設けら

れていることを追加すること。

 $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 適用 対象となる倉庫 の設備等に関する選択要件から、 貨物自動車運送事 業 の用に供する事 務 所及

び 駐車 施 設が 併設され ていることを除外すること。

 $(\overline{\underline{}})$ 物資 の搬入及び搬出 の円滑化に寄与する機械設備 の細目を定めること。

4 定 の政府の補助を受けた者が児童福 祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施

に供する固定資産に係る固定資産税及び都市

計

画

. 税 の

課

税標

設

のうち当該

政

府

 \mathcal{O}

補助

に係るものの用

準 \dot{O} 特 例措 置につい て、 その対象となる資産 \mathcal{O} 細 目規定を廃止すること。 (附 則第十一 条関

5 住宅用 地 に係る固定資産 税 0 課税 標準 . (7) 特例 措置及び 高齢者の居住の安定確保に関する法律 に · 規 定

するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、

建築基準法 の改正に伴い、 所要の規定の整備を行うこと。 (第五十二条の十一、 附則第十二条関係)

七 事業 所 税

1 児童 福 祉 法 に規定する児童 福 祉 施設に係る非 、課税措置について、 その対象に里親支援センター を追

加すること。 (第五十六条の二十六の三関係

2 社会福品 祉法に規定する社会福祉事業 の用に供する施設に係る非課税措置について、 その 対象に親子

再統 合支援 事 業、 社会的 養護. 自立 支援 拠 点 事 業、 意見. 表 明等支援 事 業、 妊 産 婦婦 等 生活 援 助 事 業 子育

て世 帯 訪 問 支援 事 業 児 童 育成支援拠 点事 業及び 親子関係 形成支援事 <u>,</u> 業 \mathcal{O} 用 に供 する施 設を追 加 する

こと。(第五十六条の二十六の五関係)

八 国民健康保険税

1 後 期 高 齢 [者支援 金等課税額に係る課 税限 度額を二十四万円 (現行二十二万円) に引き上げること。

(第五十六条の八十八の二関係)

2 低 所得者に対 ľ 被保険者 均 等 割 |額及び 世帯別平等割額を減額する基準につい て、 五. 割 (四割 ・三割

減 額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を二十九万五千円 (現行二十

九 万円) に、 割 減 額 \mathcal{O} 対 象となる所得の算定において被保険者等の数に 「乗ずべ き金額 を五十四 万五

千円 (現行五十三万五千円) に引き上げること。 (第五 十六条の 八 + 九 関 係

九 その他

偽 りその 他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務について

その限度額から除外される株式会社等の移転がされた財産の価額のその移転に係る株式会社等の取引

の範囲を規定すること。 (第六条の二関係)

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一の2及び九の改正は令和七年一月一日から、その他の改正は令和六年四月一日から施行

すること。